～あなたも里親になりませんか～

さまざまな事情により家庭を離れて生活しなければならない子どもたちを自分の家庭で理解をもって育ててくださる方を里親といいます。

里親に関する相談会、講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。

里親相談会

◉日　時＝1月31日㈮ 午前10時～午後1時
◉場　所＝高槻市役所総合センター6階（高槻市桃園町2-1）
◉参加費＝無料
◉内　容＝里親に関心のある方の質問や相談に答えます

講演会

里親の子育て 里子の親育て ～あなたも里親になりませんか～

◉日　時＝2月16日㈰ 午後1時30分～4時 ※受付は午後1時から
◉場　所＝高槻市子育て支援センター2階（高槻市北園町6-30）
◉参加費＝無料
◉内　容＝里親による養育体験発表、里親に関する講演など
◉定　員＝100人 ※保育は10人まで可能（要予約）

❑問合せ＝大阪府吹田子ども家庭センター（☎06-6389-3526・FAX06-6369-1736）

＜主　催＞大阪里親連合会三島支部「愛＆夢（アトム）」・里親支援専門相談員、大阪府吹田子ども家庭センター
＜共　催＞大阪府里親支援機関　社会福祉法人家庭擁護促進協会
＜後　援＞管内市町児童福祉担当課

守っていますか？自転車のルール＆マナー

ご存じですか？自転車は道路交通法上「車両」の一種です。
子供からお年寄りまで、年齢に関係なく、多くの方が利用できる便利な乗り物ですが、危険な運転をする利用者への批判も高まっています。
ルールとマナーを正しく守り、安全運転を心がけましょう。

★★自転車安全利用五則★★

◎自転車は、車道が原則、歩道は例外
※次➡に示した「自転車歩道通行可」の標識があるところや13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が自転車を利用するときなどは、歩道を通行できますが、歩行者が優先となります
◎車道は左側を通行
◎歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
◎安全ルールを守る
▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
▶夜間はライトを点灯
▶交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
◎子どもはヘルメットを着用

❑問合せ＝環境・産業課（☎962-2846・FAX961-6298）

ＡＥＤの適切な管理のお願い

～ＡＥＤ設置管理されている施設の方へ～

ＡＥＤの普及に伴い、緊急性を有する傷病者に対し、住民のみなさんがＡＥＤを使った救命処置にあたる機会が増えてきています。

しかし、救命現場において電極パッドの使用期限切れなどにより、ＡＥＤを使用できなかった事例も報告されています。このようなことが起らないよう定期的に保守点検を実施しましょう。

保守点検の方法

▶毎日点検
インジケータ（ＡＥＤが正常かどうかを示すランプや画面）により使用可能な状態にあることを確認してください（くわしくは取扱説明書をご覧ください）。

▶毎月点検
ＡＥＤ本体の外観点検と消耗品（電極パッドやバッテリ）の破損の有無と使用期限を確認してください。
ＬＯＷＢＡＴＴＥＲＹ（バッテリ低下）またはＲＥＰＬＡＣＥＢＡＴＴＥＲＹ（バッテリ交換）というメッセージが表示された場合、バッテリを交換して下さい。使用期限は電極パッドが1年6か月～2年、バッテリが4年～5年程度が使用期限となっています。

▶使用期限の明示
使用期限はわかりやすい場所にシールなどで貼ってください。

❑問合せ＝消防署警備課（☎962-1199・FAX962-0119）

救急安心センターおおさか

救急車を呼ぶか迷ったら

※緊急時には迷わず119番を！！

＃7119　固定電話（プッシュ回線）や携帯電話
06-6582-7119　ＩＰ・固定電話（ダイヤル回線）など

※365日、24時間対応しています
通話料は有料ですが、相談料は無料です

この事業は、みなさんが救急車を呼んだほうがいいのかどうか迷う場合に、医師や看護師などが的確に助言を行い、また、緊急に対応する必要があれば、救急車を出動させるなど、消防と医療の連携による緊急医療相談サービスです。
くわしくは町のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

❑問合せ＝消防署警備課（☎962-1199・FAX962-0119）

女性相談　秘密厳守

人とのつきあい、仕事のこと、夫や子どものこと、自分のこと、性格、からだのこと、配偶者や恋人からの暴力、セクシュアルハラスメントなど、さまざまな問題について、専門の女性カウンセラーがお話をうかがいます。

◉相談日時＝毎月第2水曜日 午後1時～5時
第4火曜日 午後1時～5時
◉面接時間＝1人1時間程度（事前予約制）
◉場　所＝ふれあいセンター3階 第2学習室
◉相談料＝無料

❑申込み・問合せ＝人権推進課（☎962-0372・FAX962-0385）

行政相談　秘密厳守

行政相談は、国や独立行政法人などに関する苦情やご意見、ご要望をお聞きし、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要な斡旋を行い、問題の解決や要望の実現を促進します。また、特別な手続きの必要もありませんので、お気軽にご相談いただけます。

◉相談日時＝毎月第4木曜日 午後1時～3時30分
◉相談場所＝役場1階 第一相談室
◉相談料＝無料
◉申込み＝不要

❑問合せ＝自治・防災課（☎962-0380・FAX962-8770）

毎月9日に普通救命講習を開催。ＡＥＤの使い方や止血法などを覚えましょう。くわしくは、消防署警備課（☎962-1199・FAX962-0119）まで。